

通知・通達等法令以外の規定に基づく規制のこれまでの取組状況

(1) H17年12月 規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申

規制となっている典型的な通知・通達について官庁へのヒアリングを実施し、答申にて規制となっている通知・通達等に係る会議としての考え方をまとめ、規制の見直しを提言。

これらの提言を踏まえ、3カ年計画(再改訂)において、見直し基準に基づき、必要な措置をとることが閣議決定された。

【通知・通達等についての考え方】

- ・わが国は法治主義・民主制をとっており、法律により国民に法的義務を課することができるが、専門技術的事項等の状況の変化に対応した柔軟性を確保するため、法律に加え、法律の委任に基づく「法規命令」により国民の権利義務に関する一般的定めができるとされる。
- ・他方、通知・通達等の規定は、私人への法的効力を有しないとされるが、下級行政機関が当該「通達」に則って法令を解釈運用すること等により、実質的に規制として作用しているものがある。(当該作用を「外部効果」をもつと位置付け)
- ・通知・通達等は「法規命令」ではないことから、規制としての効果をもたせるためには、予測困難な状況への臨機応変な対応が特に必要な事項や、個別の事案における事情を考慮して判断する必要があるため法律又は法律の委任に基づく「法規命令」であらかじめ具体的に規定しつくすことができない事項等、行政機関の判断に委ねることが国民にとって望ましいものに限定すべきである。

【行うべき具体的措置】

- ・通知・通達等を「外部効果」に従い分類し、分類毎に見直しを行うべき。

【通知・通達等の分類と見直し基準】

- ◇ 「外部効果」を有する通知・通達等のうち審査基準・処分基準に係るもの
 - ・ 「法規命令」の趣旨・範囲を超えていないか、また「法規命令」に明確な規定があるか
 - ・ 審査基準・処分基準のかたちで定めるのであれば、大臣名又は省庁名で制

定・発出する

- ・申請による許認可、不利益処分の判断に影響するものは行政手続法に規定する審査基準、処分基準として取扱い、また「審査基準」「処分基準」と明記する
- ・審査基準、処分基準として取扱うものは、意見公募手続きを行うとともに、その内容を公表する

◇「外部効果」を有する通知・通達等のうち審査基準・処分基準以外のもの

- ・「外部効果」が法令の趣旨・範囲を超えているか確認し、超えていれば廃止等の見直しをおこなう
- ・制定・発出時点における行政機関が最適と考える法令解釈・運用の標準であることを明記する
- ・第三者機関の検討やパブリックコメントの手続きを経る

◇「外部効果」を有さない通知・通達等

- ・技術的な助言、勧告に関するもののうち、全国一律で義務づけた方が私人にとって望ましいと考えられるものは、法令で定める
- ・「外部効果」を有さないことを明確にすべく、「行政指導指針」「技術的助言・勧告」などと明記し、平易な言葉で外部効果がない旨説明する

※上記分類の複数の要素が含まれる場合は、「審査基準・処分基準」、「審査基準・処分基準以外の基準」の順で見直し基準を適用する

(2) H19年6月 規制改革推進のための第1次答申

規制改革・民間開放推進3カ年計画（再改訂）に基づき、各省庁よりH18年3月31日付の分類結果についての報告を受け、その結果（数値データのみ）をホームページ上で公表した。

「外部効果」を有する通知・通達に関してはその通知・通達名をHP上にて公表して、公表以外の通知・通達に「外部効果」ないことを明らかにすることが国民にとって有益であるとし、各府省庁において、毎年12月末日までに、新規のものの追加、既存のものの見直し等を行い、その結果を見直し推進機関に報告しHPで公開するとされた。またこの見直しは平成23年度末までに完了することを提言し、3か年計画で閣議決定された。

※ 見直し推進機関は、平成21年度までは規制改革会議とし、その後、要検討

とされた。

(3) H19年12月 規制改革推進のための第2次答申

(2)の見直しの実施を、毎年度行うことを明確化し、3か年計画(改訂)で閣議決定された。

(4) H20年12月 規制改革推進のための第3次答申

H18年度に分類された通知・通達等は約5,000件であったが、平成20年までに見直しが行われた件数が480件あまりにとどまっていたことから、各府省庁が精力的に見直しを実施すべく、H23年度までの見直し推進計画を作成することとし、3か年計画(再改訂)で閣議決定された。

(5) その後の動き

H21年度までは、各省において見直しをおこない公表もおこなわれていたが、その後は、フォローアップ等はおこなわれていない。

以上

(別表)

各年度の分類結果

	平成19年3月末集計 (平成18年3月末基準)				平成20年3月末集計 (平成19年3月末基準)				平成21年3月末集計 (平成20年3月末基準)			
	合計	A-1	A-2	B	合計	A-1	A-2	B	合計	A-1	A-2	B
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府*	5	4	0	1	4	4	0	0	4	4	0	0
公正取引委員会*	18	17	0	1	18	17	0	1	18	17	0	1
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	265	1	239	25	93	0	87	6	93	0	87	6
金融庁	32	21	11	0	32	6	12	14	36	14	12	10
総務省	483	25	43	415	482	22	41	419	477	22	41	414
法務省	11	9	2	0	10	10	0	0	10	10	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	27	8	13	6	29	8	13	8	32	9	13	10
文部科学省*	69	20	19	30	93	25	21	47	93	25	21	47
厚生労働省	1,150	240	0	910	1,172	254	0	918	1,175	254	0	921
農林水産省*	302	62	56	184	302	62	56	184	302	62	56	184
経済産業省	532	140	258	134	832	207	481	144	827	196	493	138
国土交通省*	1,566	451	233	882	1,611	468	237	906	1,611	468	237	906
環境省	650	10	54	586	185	15	54	116	696	17	55	624
防衛省	20	1	19	0	21	1	20	0	22	1	21	0
合計	5,130	1,009	947	3,174	4,884	1,099	1,022	2,763	5,396	1,099	1,036	3,261

※平成21年度集計未提出のため前年集計値を記載

＜分類の定義＞

A-1：「外部効果」を有する審査基準・処分基準の通知・通達等

A-2：「外部効果」を有する審査基準・処分基準以外の通知・通達等

B：「外部効果」を有さない通知・通達等